

令和3年度 大治町国民健康保険税について

◆ 保険税率(額) ※税率は毎年7月に決定します。

区 分		医 療 分	後期高齢者支援分	介 護 分
税率 (額)	所得割	5.9%	1.7%	1.6%
	資産割	9.0%	2%	2%
	(加入者1人当たり額) 均等割	27,100円	8,200円	10,900円
	(加入世帯1世帯当たり額) 平等割	22,100円	6,000円	5,600円

※医療分・後期高齢者支援分は、年齢に関係なく、全ての国保加入世帯および加入者に計算されます。

※介護分は、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)のいる世帯および対象者に計算されます。

●世帯の国保加入者を合算した額を期割のうえ、世帯主を納税義務者として通知します。

注：世帯主が国民健康保険の被保険者でなくても、必ず住民票上の世帯主が納税義務者になります。

所得割額	+	資産割額	+	均等割額	+	平等割額	=	保 険 税 額
加入者ごとに 所得 ※ に対して計算		加入者ごとに 固定資産税額 に対して計算		加入者数 に対して計算		1世帯につき 定額で計算		年度上限 99万円 医療分 63万円 後期高齢者支援分 19万円 介護分 17万円

※令和3年度から基礎控除が33万円から43万円となりますが、合計所得額が2400万円を超える方は控除額が逡減し、2500万円を超える方は控除が適用されません。

- 各納期の千円未満の端数は、切捨のうえ初回納期にまとめる形で調整します。(年金特別徴収世帯は10月に調整します)
- なお、年度中に加入・脱退などを申請された場合、変更後の初回納期で差額を期割および端数調整します。

★世帯の前年合計所得による保険税の軽減

加入者全員(および未加入の世帯主)の前年の年間所得合計が	軽減される額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	(均等割+平等割額(上税額表))の7割
43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	(均等割+平等割額(上税額表))の5割
43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	(均等割+平等割額(上税額表))の2割

- ・上記にあてはまる世帯は、年間保険税から右欄の額が軽減されます。(申請不要)

ただし、低所得・無所得でも**所得未申告の方がいる世帯は軽減にならない場合があります。**

世帯の合計所得が上記以下の場合、課税所得がない方も、毎年、必ず住民税申告をしてください。

- ・本制度とは別に、非自発的失業にかかる雇用保険受給者は減額申請できる場合があります。(詳細裏面)

令和3年度大治町国保税納期限(普通徴収分)

- 特別徴収(裏面参照)の方は右と違い、偶数月に年金天引きされます。
(例：年度当初から適用の場合、4月～翌年2月の計6回徴収されます)
- 年度中に後期高齢者になれる方は裏面をご一読ください。

期別(発送月)	納 期 限
1期(7月)	令和3年8月2日
2期(8月)	令和3年8月31日
3期(9月)	令和3年9月30日
4期(10月)	令和3年11月1日
5期(11月)	令和3年11月30日
6期(12月)	令和3年12月27日
7期(1月)	令和4年1月31日
8期(2月)	令和4年2月28日

●毎年7月に全期分の納付書が一括送付されます。

(口座引落・特別徴収の方は税額通知のみ送付されます)

毎回の納期ごとの通知ではありませんのでご注意ください。

- 口座引落の領収証は発行されません。通帳の記帳等でご確認ください。
- 口座引落を新規申込される際、登録に時間がかかることがあります。また、登録完了の連絡はありませんのでご承知おき願います。
- 随期分(右記以外の納期、および前年度以前分)は、発生した場合口座引落されませんので、郵送される納付書でお支払いください。

お問合せ 大治町役場 福祉部保険医療課
TEL 052(444)2711

◆特別徴収（年金天引き）の対象者について◆

下記の条件を全て満たす世帯は、世帯主が特別徴収の対象となることがあります。

- ①世帯主が現在国保加入中の世帯で、国保加入者の全員が 65歳以上75歳未満
- ②世帯主が年額18万円以上の年金（担保に供していないものに限る）を受給していること。
- ③世帯主の介護保険料が特別徴収であること。
- ④国保税と介護保険料との期別合算額が期別年金受給額の $1/2$ を超えないこと。

- 年度中に75歳に到達する世帯主がいる世帯は、その年度以後は原則として普通徴収に戻ります。
- 対象世帯に税額の増減が発生した場合、差額分が平行して普通徴収されることや、年金機構より通知された額と違う額が特別徴収されることがあります。

◆年度中に後期高齢者となる方がいる世帯について◆

- ① 75歳到達で国保加入者が誰もいなくなる世帯の納期限は、
 - ・誕生日が5・6・7月の方→7月（第1期）に終了します。
 - ・それ以外の方→誕生日到来の前月までの納期限で終了します。例：9月が誕生日の方は8月通知の第2期分までで終了します。
- ② 75歳到達される方以外に国保加入者がいる世帯は、ほかの加入者の分と合算して8期分に分けて請求します。
なお、75歳到達者はあらかじめ減額調整されているため、加入中に75歳になったことによる通知はありません。ただし、世帯構成により、該当月以降に軽減判定されることがあり、その場合は通知があります。

◆非自発的理由による失業により失業保険を受給された方について◆

以下の条件を全て満たす方については、一定期間、失業者本人の前年の給与所得が3割で計算されます。**（要申請）** ※減額された額は申請月翌月以降の納期で調整されます。

- ①平成21年3月31日以降に失業され、失業時点で65歳未満の方
- ② 上記離職にかかる雇用保険の受給資格者証を持ち、離職の翌日から翌年度末までの期間に
 - (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方
 - ★雇用保険受給資格者証の「理由」欄が11、12、21、22、23、31、32、33、34の方が対象となります。
 - ★失業者本人の給与所得以外は本制度の減額対象となりません。
 - ★前年の給与所得自体が最初から低い場合、申請を行っても結果的に税額が変わらないことがあります。
 - ★「特例受給資格者証」「高齢受給資格者証」「船員失業証明書」の方は本制度の減額対象となりません。

○適用期間：『資格者証に記載された離職日の翌日』の属する月からその翌年度末まで

・適用期間中に転出され、転出先の市町村国保に加入される場合、転出先にて新たに申請が必要です。

○申請に必要なもの 雇用保険受給資格者証 ・保険証 ・世帯主名義の印鑑（朱肉タイプ）

注：雇用保険受給資格者証がない、または同証が上記条件に該当しない場合の本制度の申請は、理由に関わらず一切お受けできません。紛失の場合はハローワークで再交付して下さい。

※本制度は国の通知により、急遽内容が変更になる可能性がありますので予めご了承ください。

◆国民健康保険税の減免について◆

災害など特別な理由により、生活が一時的に苦しくなり、支払いが困難となったと認められる場合は、申請により国民健康保険税の減免の受けることができる場合があります。詳しくはご相談ください。